

令和8年第1回臨時会

湯前町議会議録

開会 令和8年1月20日

閉会 令和8年1月20日

熊本県球磨郡湯前町

令和8年第1回臨時会

会期 令和8年1月20日(火) 1日間

会期日程表

月	日	曜	区分	時刻	日程
1	20	火	本会議	午前10時	開会宣言 会期の決定 議案審議

第 1 号

1 月 2 0 日 (火)

令和8年第1回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和8年1月20日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	議案第 1号	工事請負契約の締結について
日程第 4	議案第 2号	令和7年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について
日程第 5	議案第 3号	令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第 6	議案第 4号	令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第 7	議案第 5号	令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第5号）について
日程第 8	議案第 6号	令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第5号）について
日程第 9		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 田山幸平	2番 吉田精二
3番 西靖邦	4番 遠坂道太
5番 椎葉弘樹	6番 森山宏
7番 味岡恭	8番 倉本豊
9番 山下力	10番 金子光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 主 事 中 山 政 人

7. 説明のため出席した者

町	長	長 谷 和 人	副 町 長	清 藤 浩 文
教 育	長	栃 原 秀 明	総 務 課 長	西 村 洋 一
税 務 町 民 課	長	黒 木 博 行	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
建 設 水 道 課	長	高 木 堅 介	企 画 観 光 課 長	伊 藤 賢 一 郎
教 育 課	長	赤 池 寛 子	農 林 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	浅 田 徹

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 現在の出席議員は10名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和8年第1回湯前町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金子光喜君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、味岡議員、倉本議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（金子光喜君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第1号 工事請負契約の締結について

○議長（金子光喜君） 日程第3、議案第1号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議案第1号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

R2災補林林道宮の谷線（3号箇所）災害復旧工事（1工区）について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○建設水道課長（高木堅介君） おはようございます。

議案第1号、工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

1. 契約の目的は、R2 災補林 林道宮の谷線（3号箇所）災害復旧工事（1工区）の契約でございます。

工事概要は、復旧延長 40.8メートル、大型ブロック積工 高さ11メートル、延長40.8メートル、コンクリート舗装工 71.9平米でございます。

2. 契約の方法は、指名競争入札。

3. 契約の金額は、9,108万円、税込みの金額でございます。

4. 契約の相手方は、住所：熊本県球磨郡湯前町3170番地1

名称：有限会社 ふじもと

代表者氏名：代表取締役 藤本 伸介 氏でございます。

資料として、2ページに仮契約書を、議案説明資料として、平面図を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第2号 令和7年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（金子光喜君） 日程第4、議案第2号、「令和7年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第2号、令和7年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由の説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,917万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億939万4,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、物価高騰対応子育て応援手当事業費のほか、町道舗装修繕工事の補正が主なものでございます。また、債務負担行為の設定と地方債の変更も行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） それでは議案書の事項別明細書の歳出、24ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節5災害補償費に、公務災害療養補償費7,000円を計上しました。職員の公務中のケガによる治療費を医療機関に支払うものです。なお、全額共済から支払われますので、歳入の雑入に6,000円計上しておりますが、この金額の違いは、歳出は1,000円以下切り上げ、歳入は切り捨てでの計上となるため予算上では1,000円の相違が出てまいります。

目6公有林管理費は財源更正です。森林保険料の支払いについて、歳入に2万円を森林環境譲与税基金から繰り入れて充当します。湯前町森林経営管理制度実施方針に基づき集積計画を策定した森林についての保険加入は森林環境譲与税の使途として支出可能であるためでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目3母子福祉費、節19扶助費に、ひとり親家庭等医療費助成金10万2,000円を計上しました。長期入院などがあり不足が見込まれるためでございます。なお、財源は県のひとり親家庭等医療費補助金から2分の1の5万1,000円を充当いたします。

目13物価高対応子育て応援手当事業費は、総額で1,043万9,000円を計上しました。令和7年11月21日に閣議決定された、強い経済を実現する総合経済対策において、0歳から高校3年生の子どもたちに、1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当が支給されることとされたものでございます。対象児童数を457名と見込み、関係する費用を計上いたしました。なお、財源は国の物価高騰対応子育て応援手当支給事業費補助金を全額充当いたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節19扶助費に、不妊治療費助成金8万2,000円を計上しました。現在の相談状況を鑑み、年度末まで不足が見込まれるため補正するものです。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金は、農業研修補助事業補助金8万円を計上いたしました。これはJAくまゆのまえ青壮年部から補助金の要望が挙がりまして、福岡県にあります、九州沖縄農業研究センター、J

Aみなみ筑後・普及センターなどでの研修内容が妥当と判断しましたので補正するものです。

25 ページをお願いします。

項 2 林業費、目 1 林業振興費、節 18 負担金補助及び交付金は、治山林道協会負担金 32 万 3,000 円を計上しました。これは特別会費でございまして、災害復旧事業の事業費に応じて請求され、この度令和 7 年度分が確定しましたので補正するものです。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費、節 3 職員手当等は、時間外勤務手当等 14 万円を計上いたしました。当初に予定していなかった夏目友人帳声優トークショーやおっぱいマルシェなどのイベントに対応するため補正するものです。

款 7 土木費、項 2 道路橋りょう費、目 1 道路維持費、節 12 委託料は、国の補正予算で、橋りょうの定期点検分として事業費 300 万円分の交付が決定しましたので補正するものです。なお、財源は国の社会資本総合交付金、補助率 65.45 パーセント、金額 196 万 3,000 円を充当いたします。

節 14 工事請負費は、町道補修修繕工事分として事業費 3,500 万円分の交付が決定しましたので補正するものです。具体的には町道向田上辻線、延長 120 メートルと、町道植木二本柿線、延長 500 メートル分となります。なお、財源は国の社会資本総合交付金 1,785 万円と、道路整備事業債 1710 万円を充当いたします。これは過疎債になりますので交付税措置率は 70 パーセントです。

次ぎに、歳入の説明です。23 ページをお願いいたします。

歳出の説明の際、歳入の説明をしたもの以外の歳入について説明します。

款 10 地方交付税に、今回の補正財源として、174 万 6,000 円を計上しました。

8 ページをご覧ください。

第 2 表 債務負担行為の補正です。8 ページから 11 ページに記載しております 78 件の事項につきまして、いずれも令和 8 年度の当初、4 月 1 日から執行予定の事務事業でありまして、令和 7 年度中から契約手続きを開始できるように債務負担行為の設定を行うものです。

12 ページから 14 ページにかけて契約目的の説明、15 ページから 19 ページにかけて、参考として契約期間内の限度額を掲載しております。

20 ページをお願いします。

第 3 表 地方債の補正で「変更」です。道路整備事業債の限度額を 4,050 万円に変更するものです。このことにより町債の総額は 5 億 810 万円となります。

また、26 ページから債務負担行為関係の調書、31 ページからは給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○1番（田山幸平君） 8ページの債務負担行為の部分でちょっとお尋ねしたいんですけども、この中に庁舎のLEDの分が入られてますが、これはリースとなっておりますけれども、買い上げの場合等の見積もりの比較等は、何か検討されたのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 当然買い上げとリースの比較はしておるところでございます。

○1番（田山幸平君） その際にリースのほうが、コスト面とか、その管理の分でも良いということだったんでしょうけども、なんですかね、6年間っていうふうにリースの契約上はなってくるかと思うんですが、大体メーカーによっても違うんでしょうけど、機器の耐用年数とかが8年から10年とか、結構長い、LEDって結構長くもつと思うんですが、このリースが終わった後、例えば返却であったりとか、再リースできたりとか、譲渡していただけたりとか、そういうふうな、なんすかね、長い目で見たときに、このリースのほうが良いのかなというところをお尋ねさせていただきます。

○総務課長（西村洋一君） 現在会社が決まっているわけではありませんが、相談させていただいております会社では、リース以降は、本町のほうに所有権はいただけるということになっております。また行政としましては、行政事務としましては、支出の平準化も図らなければなりませんので、いっぺんにしますと、工事費もかなり多くなりますので、そういったところも考えて、資金繰りの面も考えて、リースのほうが有利であると判断したところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） 私も全く田山議員と同じ質問をしようとしていたんですが、その1点だけちょっとそのリース、LEDについて確認だけします。15ページの資料を見たときに6年間とありますが、これは実質はリースは5年間で、年度途中で契約をするから6年に見えてるだけという考えでよろしいでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 議員お見込みのとおりでございます。

○5番（椎葉弘樹君） もう1点ですが、5番から78番までの債務負担行為。これについては単年度の契約になっているんですが、例えば複数年契約にすると、その事務コストの削減とか、例えばその価格のちょっと抑制といいますか、そういった調整もできるのではないかと思うんですが、そこで確認ですが6番から78番については、複数年契約はちょっと難しいから、この単年度にしているんでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 行政のルールとしまして、長期継続契約ができるものとはできないものがございますので、そこで仕分けしての契約となります。

○5番（椎葉弘樹君） ということは、6番から78番の項目については、今後も複数年契約というのは不可能ということで捉えてよろしいでしょうか。

○**総務課長（西村洋一君）** 議員お見込みのとおりでございます。この理由と申しますと、やはり議員の皆様から、その年度の予算をお認めいただいてからの執行となるというのを前提としておるからでございます。それ以外の、もう通常、コピー機のリースとか、そういったのはもう1年契約とか、もう5年契約とかそういったのがもう明らかにいと決まっているものが、もうそういった別に規定されて長期継続契約を可能にしておるというところでございます。それ以外の一般的な事業は単年度で、予算を認めていただいているところでございます。

○**議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○**議長（金子光喜君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○**議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号、「令和7年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○**議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第3号 令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） について

○**議長（金子光喜君）** 日程第5、議案第3号、「令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○**町長（長谷和人君）** 議案第3号、令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算につきましては、債務負担行為の設定を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○**税務町民課長（黒木博行君）** 議案第3号、令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

第1表 債務負担行為の補正となります。

今回の補正は、令和8年度の当初から執行予定の事務事業について、令和7年度中から契約手続きを開始できるよう、地方自治法第214条の規定に基づきまして、債務負担行為を設定するものとなっております。

国民健康保険特別会計では、熊本県国民健康保険団体連合会等への事務の委託及び特定健康診査事業の委託に関する2事項について、限度額の合計を555万7,000円と定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号、「令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第4号 令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（金子光喜君） 日程第6、議案第4号、「令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第4号、令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算につきましては、債務負担行為の設定を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 議案第4号、令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

第1表、債務負担行為の補正で追加です。今回の補正は、地方自治法第214条の規定に基づき、令和8年度の当初から執行予定であります事務事業につきまして、債務負担行為として予算で定めるものでございます。介護保険特別会計では、9項目につきまして、限度額合計1,868万5,000円を定めるものでございます。

4ページに参考としまして、契約期間の限度額を記載しております。

5ページは、債務負担行為関係の調書となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○5番（椎葉弘樹君） 4ページについてお尋ねします。5番のですね、在宅医療介護連携推進事業、これが前年比から3分の1に減少しているんですが、この減少の理由についてお尋ねしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 議員ご質問がございました、在宅医療介護連携推進事業の契約額の減の要因につきまして、ご説明いたします。令和6年度7年度につきまして、本町湯前町のほうで連絡協議会の事務局を担っております。それに伴いまして、本町を除きます9市町村の委託事業費を受けておりまして、湯前町のほうから連絡協議会としまして、この委託料を支出してございました。そのため、その分の増となっておりますが、令和8年度から事務局が輪番で移行しますので、そのため減額となっておりますのでございます。

○5番（椎葉弘樹君） あともう1点確認させてください。3番のですね、一般介護予防事業、こちら大幅な減額となっております。令和7年度実施分が76万9,000円に対して、令和8年度が2万2,000円となっております。この理由についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時28分

再開 午前10時36分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。発言を許します。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 先ほど椎葉議員からのご質問の第1表、債務負担行為の3、一般介護予防事業費、こちらのほうが減額になっている主な要因をご説明させていただきます。令和7年度につきましては、こちらが一般介護予防事業費としまして、住民主体の通いの場、こちらのほうで理学療法士1名の方に事業を実施していただいております。令和8年度につきましては、この住民通いの場はこちらでの事業ではなく、いきいき運動クラブ大交流会、こちらのほうへ理学療法士1名の派遣委託と

ということで、事業の支出元の財源をちょっと変更したというところがございまして、一般介護予防費としての事業費からは減額となったところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） そうしますと例えば、今回2万2,000円が計上されていますが、こういうのって債務負担行為として対応していく部分なんですか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 今のご質問ですが、こちらの一般介護予防事業に関わる事業自体がやはり、4月1日から事業としましては、改修をしていくという計画でございまして、この時期での債務負担行為の補正ということで計上させていただいております。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号、「令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第5号 令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（金子光喜君） 日程第7、議案第5号、「令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第5号、令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算につきましては、債務負担行為の設定を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○建設水道課長（高木堅介君） 議案第5号、令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。

2ページをお願いします。

第2条債務負担行為の補正は、令和8年4月からの契約に際し、準備期間を確保するため債務負担行為を追加するものです。

3ページをお願いします。

第1表 債務負担行為補正の追加としまして、水質検査業務ほか計8件について、令和8年4月からの契約に際し、債務負担行為を定めるものです。債務負担行為を定める事項、期間、限度額を記載しています。なお、8行目に記載の水道施設情報発信業務につきましては、7年度漏れておりましたので今回追加して記載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号、「令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第5号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第6号 令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（金子光喜君） 日程第8、議案第6号、「令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第6号、令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

下水道事業会計補正予算につきましては、債務負担行為の設定を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○建設水道課長（高木堅介君） 議案第6号、令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。

2ページをお願いします。

第2条 債務負担行為の補正は、令和8年4月からの契約に際し、準備期間を確保するため債務負担行為を追加するものです。

3ページをお願いします。

第1表 債務負担行為補正の追加としまして、マンホールポンプ情報配信サービス業務ほか計4件について、令和8年4月からの契約に際し、準備期間を確保するため債務負担行為を定める事項、期間、限度額を記載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号、「令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第5号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第9、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期・会期日程等議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。

本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（金子光喜君） 令和8年第1回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時48分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員